

熊西地域振興財団

非営利団体の活動を助成する事業（A 活動資金の助成） 募集要項

1 はじめに

熊西地域振興財団は、魅力ある地域づくりや地域の活性化などの公益活動にかかわる人たちと、公益活動を支援したい人々をつなぎ、持続可能で豊かな地域社会の創造と発展に資することを目的とします。

2 対象となる団体

財団法人、社団法人、社会福祉法人、NPO 法人（特定非営利活動法人）、ボランティア団体など非営利活動・公益事業を行う団体

※財団法人、社団法人とは、一般財団法人、一般社団法人、公益財団法人、公益社団法人、特例民法法人（従来の民法により設立された公益法人）を指します。

3 対象となる事業

地域を活性化させる活動を行っている上記対象法人の行う事業で地域社会に次のような貢献ができるものを対象とします。

- (1) 社会的弱者支援などの地域の課題を解決するための取り組み
- (2) 文化芸術等の活動を通じた地域のつながり再生・交流活動促進
- (3) その他、上記目的に合致する活動

次の事業には本事業は適用しません

- (1) 営利を目的としている事業
- (2) 特定の利害関係者のみを対象とした事業

4 本事業の審査

本事業の審査は、次の視点を加味して総合的に判断します。

- (1)先駆的な取組み、または、ユニークな手法により、今後、他のモデルとなる事業
- (2)地域の最も困っている人たちに手を差し伸べる事業
- (3)多くの人に、夢や希望を与える事業
- (4)事業の目標が明確であり、目標を実現するための事業計画・資金計画が適正かつ合理的である事業

事業活動に地域のボランティアや地域住民などを巻き込んでいる事業

5 対象となる経費

対象となる経費は、助成事業の実施に必要な経費とします。

1 案件 50 万円程度 (1 団体あたり 1 案件を上限とする)

※応募多数の場合、採択案件であっても、査定により承認額が申請額と違うことがあります。

※費目は各団体の会計規則などにあわせてご記入ください。

経費は以下の例を参考にしてください。

費目 (例)	内容
人件費	事業を実施するために直接必要なアルバイト等の経費
諸謝金	講師や通訳など外部の専門家に対する謝金
旅費交通費	事業を実施するために必要な出張旅費や交通費など
委託費	調査研究、情報公開のための成果物の電子化経費など事業の一部を他に委託する費用
消耗什器備品費	事業に直接必要な機材や備品等の購入費
印刷製本費	ポスター・パンフレット等のコピー・印刷など
通信運搬費	郵送料、宅配便代など
会議費	会場借用料、会場設営費用、委員会や各種会議での茶菓子代など
広告宣伝費	実施事業の開催告知などを、新聞・雑誌等で広告するための費用

費目（例）	内容
事業管理費	事業を実施する上で必要な事務局人件費・諸経費
雑費	少額かつ上記経費項目に含めることができない諸経費

6 対象となる事業の実施期間

助成金支給後、1年以内に完了することを原則とします。

7 留意事項

助成事業を実施する際には、いくつかの条件及び留意事項があります。

申請の時点でご確認いただきたい事項は下記の通りです。

（1）助成契約の遵守について

助成事業として決定した際には、まず熊西地域振興財団との間で「助成契約」を締結します。締結した「助成契約」に反する行為があった場合は、助成金の返還請求等を行うこともありますので、契約を遵守してください。

（2）完了報告書の提出について

助成事業の完了後は、決められた期限までに事業完了報告書（収支計算書を含む）をご提出いただきます。

以上